

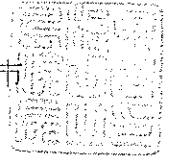
総 第 101 号

令和 4 年 8 月 26 日

浜田市個人情報保護審議会

会長 岩 本 浩 史 様

浜田市長 久保田 章 市



個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進に関する重要事項
について（諮問）

浜田市個人情報保護条例第 54 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮
問します。

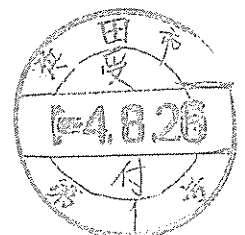
記

1 諮問事項

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う浜田市の個人情報保護
制度の見直しについて

2 諮問事項の概要等

別紙のとおり



別紙（諮問事項の概要等）

第1 諮問に係る背景

現在の本市における個人情報保護制度は、浜田市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）に基づいており、現行条例において個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市民等の権利利益の保護を図っています。

このたび、国において、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立等に対応するため、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が改正され、従来、国の行政機関・独立行政法人等・民間事業者・地方公共団体ごとに規律が分かれていたものを、個人情報保護法に一元化することとされました。

個人情報保護法の地方公共団体への適用は、令和5年4月1日とされており、同日からは、全国統一ルールにより、本市にも適用されます。

このような中、一部の事項については、地域の実情に応じて各地方公共団体の条例で定めることとされているため、本市におけるその取扱いを検討するものです。

第2 諮問事項の概要

1 条例要配慮個人情報について（個人情報保護法第60条関係）

(1) 個人情報保護法における取扱い	個人情報保護法第2条第3項において、取扱いに特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」として定められているが、これに加えて地方公共団体については、条例により、地域の特性その他の事情に応じて取扱いに特に配慮を要する個人情報を「条例要配慮個人情報」として定めることができることとされている。
(2) 本市の今後の方針	条例要配慮個人情報は、定めない。
(3) 当該方針に係る比較	〔現行条例との比較〕 現行と同じ。 〔国の制度との比較〕 国と同じ。
(4) 当該方針の理由	個人情報保護法において、現行条例と同様の要配慮個人情報が定義されており、その内容以外に想定していないため。
(5) 備考	

2 個人情報ファイル簿について（個人情報保護法第 75 条関係）

(1) 個人情報保護法における取扱い									
<p>個人情報保護法第 75 条第 1 項に基づき個人情報ファイル簿の作成が必須とされており、同法施行令第 20 条第 2 項において、本人の数が 1,000 人以上の個人情報ファイルが対象とされているが、個人情報保護法の趣旨に反しない限り、1,000 人未満の個人情報ファイルについて作成・公表することができることとされている。</p>									
(2) 本市の今後の方針									
<ul style="list-style-type: none"> ・国に合わせて 1,000 人以上の個人情報ファイルを対象とする。 ・1,000 人未満の個人情報ファイルについては、内部管理として 1,000 人以上の個人情報ファイルの取扱いに準じて整理する。 									
(3) 当該方針に係る比較									
<p>〔現行条例との比較〕</p> <p>現行と異なる。（内部管理としての取扱いも含めると、現行と同じ。）</p> <table border="1" data-bbox="336 864 1394 1133"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行条例</th> <th>新条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象となる個人情報ファイルの本人の数</td> <td>人数要件なし</td> <td>1,000 人以上 （※内部管理としての取扱いも含めると、人数要件なし）</td> </tr> <tr> <td>記載事項</td> <td>条例施行規則様式第 4 号</td> <td>事務対応ガイド標準様式 1-5 を基本に調整</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行条例	新条例	対象となる個人情報ファイルの本人の数	人数要件なし	1,000 人以上 （※内部管理としての取扱いも含めると、人数要件なし）	記載事項	条例施行規則様式第 4 号	事務対応ガイド標準様式 1-5 を基本に調整
区分	現行条例	新条例							
対象となる個人情報ファイルの本人の数	人数要件なし	1,000 人以上 （※内部管理としての取扱いも含めると、人数要件なし）							
記載事項	条例施行規則様式第 4 号	事務対応ガイド標準様式 1-5 を基本に調整							
<p>〔国の制度との比較〕</p>									
<p>国と同じ。</p>									
(4) 当該方針の理由									
<p>国に合わせて運用することが適切と判断するため。 内部管理として取扱いも含めると、現行と同様に管理することができるため。</p>									
(5) 備考									
<ul style="list-style-type: none"> ・現行の個人情報ファイル簿の件数（令和 4 年 8 月 24 日現在） 994 件（うち、本人数 1,000 人以上のもの：239 件） 									

3 個人情報取扱事務登録簿について (個人情報保護法第 75 条関係)

(1)	個人情報保護法における取扱い
	<p>個人情報保護法第 75 条第 1 項に基づき個人情報ファイル簿の作成が必須とされているが、これに加えて同条第 5 項において、条例で定めることにより、「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」(＝個人情報事務取扱登録簿)を作成し、公表することを妨げるものではないとされており、これまで「個人情報取扱事務登録簿」や「個人情報取扱事務届出書」等を作成してきた地方公共団体においては、引き続きこれらを継続することができることとされている。</p>
(2)	本市の今後の方針
	<p>個人情報取扱事務登録簿は、作成しない。</p>
(3)	当該方針に係る比較
	<p>〔現行条例との比較〕</p>
	<p>現行と同じ。</p>
	<p>〔国の制度との比較〕</p>
	<p>国と同じ。</p>
(4)	当該方針の理由
	<p>本市においては、現行条例においても個人情報ファイル簿を作成しており、個人情報取扱事務登録簿は作成していないため。</p>
(5)	備考

4 不開示情報の範囲について（個人情報保護法第 78 条関係）

(1)	個人情報保護法における取扱い									
	<p>保有個人情報に係る開示請求があった場合における不開示情報については、個人情報保護法第 78 条第 1 項各号に定められているが、同条第 2 項において、条例で定めることにより、情報公開条例の不開示情報との調整を図ること（情報公開条例により開示することとしている情報については開示情報に変更することができ、情報公開条例により不開示とすることとしている情報については不開示情報として加えることができる。）ができることとされている。</p>									
(2)	本市の今後の方針									
	<p>不開示情報を開示情報に変更したり、新たに不開示情報を加えたりせず、国（個人情報保護法）と同じ取扱いとする。</p>									
(3)	当該方針に係る比較									
	<p>〔現行条例との比較〕</p>									
	<p>現行と異なる。</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="339 913 826 958">区分</th> <th data-bbox="826 913 1106 958">現行条例</th> <th data-bbox="1106 913 1385 958">個人情報保護法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="339 958 826 1048">国の安全等に関する情報</td> <td data-bbox="826 958 1106 1048">明文規定なし。</td> <td data-bbox="1106 958 1385 1048">不開示情報として明文化される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1048 826 1137">独立行政法人等及び地方独立行政法人の職員の職務遂行情報</td> <td data-bbox="826 1048 1106 1137">不開示</td> <td data-bbox="1106 1048 1385 1137">開示</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行条例	個人情報保護法	国の安全等に関する情報	明文規定なし。	不開示情報として明文化される。	独立行政法人等及び地方独立行政法人の職員の職務遂行情報	不開示	開示
区分	現行条例	個人情報保護法								
国の安全等に関する情報	明文規定なし。	不開示情報として明文化される。								
独立行政法人等及び地方独立行政法人の職員の職務遂行情報	不開示	開示								
	<p>〔国の制度との比較〕</p>									
	<p>国と同じ。</p>									
(4)	当該方針の理由									
	<p>国に合わせて運用することが適当と判断するため。</p>									
(5)	備考									
	<p>個人情報保護制度と情報公開制度の不開示情報の整合性を図るため、浜田市情報公開条例を改正する（国に合わせる。）。</p>									

5 開示に係る手数料について (個人情報保護法第 89 条関係)

(1) 個人情報保護法における取扱い		
<p>開示に係る手数料については、個人情報保護法第 89 条第 2 項において「実費の範囲内において条例で定める額の手数料」を徴収することとされている。</p> <p>なお、手数料の額を無料とし、実費を徴収する方法も許容されている。</p>		
(2) 本市の今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求時の手数料 無料 ・ 開示実施時の手数料 無料 (写しの交付及び送料は、実費徴収) 		
(3) 当該方針に係る比較		
【現行条例との比較】		
現行と同じ。		
【国の制度との比較】		
国と異なる。		
	国	浜田市 (新条例)
開示請求時	【手数料徴収】 行政文書 1 件につき 300 円等	【無料】
開示実施時	【無料】 (別途、送料は実費)	【実費徴収】 1 枚 10 円等 (別途、送料も実費)
(4) 当該方針の理由		
個人情報保護制度の趣旨及び開示請求者の利便性を考慮するため、現行の取扱いを維持する。		
(5) 備考		
【参考】 情報公開制度		
	国	浜田市
開示請求時	【手数料徴収】 行政文書 1 件につき 300 円等	【無料】
開示実施時	【手数料徴収】 1 枚 10 円等 (別途、送料は実費)	【実費徴収】 1 枚 10 円等 (別途、送料も実費)

6 開示決定等の手続について（個人情報保護法第 108 条関係）

(1)	個人情報保護法における取扱い						
	<p>開示決定・訂正決定・利用停止決定の手続については、個人情報保護法第 108 条において、個人情報保護法の規定に反しない限りで、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではないとされている。</p>						
(2)	本市の今後の方針						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示決定の期限を「15 日以内」とする。（個人情報保護法：30 日以内） ※ 訂正決定及び利用停止決定の期限は、個人情報保護法と同じ 30 日以内 ・ 開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の記載事項を追加で定める（規則へ委任）。 						
(3)	当該方針に係る比較						
	<p>〔現行条例との比較〕</p>						
	<p>現行と同じ。</p>						
	<p>〔国の制度との比較〕</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示決定の期限 ⇒ 国と異なる。 						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 1005 608 1050">区分</th> <th data-bbox="608 1005 995 1050">国</th> <th data-bbox="995 1005 1398 1050">浜田市（新条例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 1050 608 1095">開示決定期限</td> <td data-bbox="608 1050 995 1095">30 日以内</td> <td data-bbox="995 1050 1398 1095">15 日以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国	浜田市（新条例）	開示決定期限	30 日以内	15 日以内
区分	国	浜田市（新条例）					
開示決定期限	30 日以内	15 日以内					
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の記載事項 ⇒ 国と同じ。 						
(4)	当該方針の理由						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示決定の期限関係 行政サービスとしての考え方及び開示請求者の利便性を考慮するため。 また、現行 15 日以内で対応することができているため。 ・ 記載事項関係 現行と同じ記載事項が必要と判断し、それを明文化しておくため。 						
(5)	備考						

7 行政機関等匿名加工情報の提案募集について（個人情報保護法第 109 条ほか関係）

(1)	個人情報保護法における取扱い						
	<p>行政機関等匿名加工情報（行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにした情報）については、個人情報保護法第 111 条において、民間事業者から利用内容等の提案を募集し、当該提案を審査の上、提供することができるものとされている。ただし、個人情報保護法附則第 7 条において、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、実施は任意とされている。</p>						
(2)	本市の今後の方針						
	<p>行政機関等匿名加工情報の提案募集は、当分の間、実施しない。</p>						
(3)	当該方針に係る比較						
	<p>〔現行条例との比較〕</p>						
	<p>現行と同じ。</p>						
	<p>〔国の制度との比較〕</p>						
	<p>国と異なる。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 990 715 1032">区分</th> <th data-bbox="715 990 1054 1032">国</th> <th data-bbox="1054 990 1401 1032">浜田市（新条例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 1032 715 1122">行政機関等匿名加工情報の提案募集</td> <td data-bbox="715 1032 1054 1122">実施する。 （必須）</td> <td data-bbox="1054 1032 1401 1122">実施しない。 （任意）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国	浜田市（新条例）	行政機関等匿名加工情報の提案募集	実施する。 （必須）	実施しない。 （任意）
区分	国	浜田市（新条例）					
行政機関等匿名加工情報の提案募集	実施する。 （必須）	実施しない。 （任意）					
(4)	当該方針の理由						
	<p>全国的な実情から見て、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体においては提案が見込まれないと考えられていること、及び市民等の個人情報の利活用に関する事項であり慎重な検討を要するため。</p>						
(5)	備考						

8 個人情報保護審査会について (個人情報保護法第 105 条関係)

<p>(1) 個人情報保護法における取扱い</p>															
<p>個人情報保護法第 105 条において、開示決定等について審査請求があったときは、一定の場合を除き、地方公共団体に設置される審査会等に諮問しなければならないこととされている。</p>															
<p>(2) 本市の今後の方針</p>															
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の情報公開審査会、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会を統合し、「浜田市情報公開・個人情報保護審査会」として設置する。 ・ 調査審議に係る手続等について、国に合わせる。 															
<p>(3) 当該方針に係る比較</p>															
<p>〔現行条例との比較〕</p> <p>現行と異なる。(異なる内容は、おおむね次のとおり。)</p> <table border="1" data-bbox="336 815 1394 1263"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行条例</th> <th>新条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査会の名称</td> <td>浜田市個人情報保護審査会</td> <td>浜田市情報公開・個人情報保護審査会</td> </tr> <tr> <td>委員は、自己の利害に関係する議事に参加できないこと。</td> <td>明文規定なし。</td> <td>明文化する。 (※国と同じ。)</td> </tr> <tr> <td>審査会に提出のあった意見書・資料の取扱い</td> <td>閲覧又は交付の請求があった場合に、閲覧又は交付をする。</td> <td>提出があった段階で、他の審査請求人等に送付する。 (※国と同じ。)</td> </tr> <tr> <td>罰則(職務上知り得た秘密を漏らした者)</td> <td>1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金</td> <td>1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (※国と同じ。)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行条例	新条例	審査会の名称	浜田市個人情報保護審査会	浜田市情報公開・個人情報保護審査会	委員は、自己の利害に関係する議事に参加できないこと。	明文規定なし。	明文化する。 (※国と同じ。)	審査会に提出のあった意見書・資料の取扱い	閲覧又は交付の請求があった場合に、閲覧又は交付をする。	提出があった段階で、他の審査請求人等に送付する。 (※国と同じ。)	罰則(職務上知り得た秘密を漏らした者)	1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (※国と同じ。)
区分	現行条例	新条例													
審査会の名称	浜田市個人情報保護審査会	浜田市情報公開・個人情報保護審査会													
委員は、自己の利害に関係する議事に参加できないこと。	明文規定なし。	明文化する。 (※国と同じ。)													
審査会に提出のあった意見書・資料の取扱い	閲覧又は交付の請求があった場合に、閲覧又は交付をする。	提出があった段階で、他の審査請求人等に送付する。 (※国と同じ。)													
罰則(職務上知り得た秘密を漏らした者)	1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (※国と同じ。)													
<p>〔国の制度との比較〕</p> <p>国と異なる。(異なる内容は、おおむね次のとおり。)</p> <table border="1" data-bbox="336 1391 1394 1686"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>浜田市(新条例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査会の名称</td> <td>情報公開・個人情報保護審査会</td> <td>浜田市情報公開・個人情報保護審査会</td> </tr> <tr> <td>委員の人数</td> <td>15 人</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>委員の任期</td> <td>3 年</td> <td>2 年</td> </tr> <tr> <td>合議体</td> <td>委員 3 人で構成する合議体で調査審議する。</td> <td>委員 5 人で合議体 1 つ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 調査審議の手続関係は、合議体の構成等を除き、国と同じ。</p>	区分	国	浜田市(新条例)	審査会の名称	情報公開・個人情報保護審査会	浜田市情報公開・個人情報保護審査会	委員の人数	15 人	5 人	委員の任期	3 年	2 年	合議体	委員 3 人で構成する合議体で調査審議する。	委員 5 人で合議体 1 つ
区分	国	浜田市(新条例)													
審査会の名称	情報公開・個人情報保護審査会	浜田市情報公開・個人情報保護審査会													
委員の人数	15 人	5 人													
委員の任期	3 年	2 年													
合議体	委員 3 人で構成する合議体で調査審議する。	委員 5 人で合議体 1 つ													
<p>(4) 当該方針の理由</p>															
<p>情報公開制度と個人情報保護制度は、密接な関係があることから、現行の情報公開審査会、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会については同一の委員が就任しており、実質的に同一の組織として運用しているため。</p>															
<p>(5) 備考</p>															
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初の委員は、現行の情報公開審査会等の委員及びその任期を引き継ぐ。 ・ 次の「個人情報保護審議会」に係る所掌事項も併せて担う。 															

9 個人情報保護審議会について（個人情報保護法第 129 条関係）

(1) 個人情報保護法における取扱い		
<p>個人情報保護法第 129 条において、「個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会等の合議制の機関に諮問することができる」こととされている。</p>		
(2) 本市の今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見」を聴くこととし、審議会等に諮問することとする。 ・当該審議会等の所掌事項は、「浜田市情報公開・個人情報保護審査会」が担う。 		
(3) 当該方針に係る比較		
〔現行条例との比較〕		
<p>現行と異なる。（異なる内容は、おおむね次のとおり）</p>		
区分	現行条例	新条例
審議会の名称	浜田市個人情報保護審議会	浜田市情報公開・個人情報保護審査会
役割（所掌事項）	・収集、目的外利用、外部提供及びオンライン結合の制限の例外に係る答申	—
	・個人情報ファイル簿に係る報告	—
	・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進に関する重要事項に係る答申	・個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見（答申）
	・特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項	・特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項
〔国の制度との比較〕		
<p>国と異なる。（国には、審議会に相当する組織はない。）</p>		
(4) 当該方針の理由		
<ul style="list-style-type: none"> ・現行と同様に、個人情報保護制度等に係る専門的な知見を有する委員に意見を聴くこととしたため。 ・現行の個人情報保護審議会は、情報公開審査会及び個人情報保護審査会と同一の委員が就任しており、実質的に同一の組織として運用しているため。 		
(5) 備考		

10 市議会における個人情報保護制度について（個人情報保護法第2条関係）

(1)	個人情報保護法における取扱い						
	<p>市議会については、国会や裁判所が個人情報保護法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、個人情報保護法において基本的に地方公共団体の機関から除外され、個人情報保護法が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象外とされており、市議会の自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待されている。</p>						
(2)	本市の今後の方針						
	<p>市長等の執行機関と同様の規律を条例で設ける。</p>						
(3)	当該方針に係る比較						
	<p>〔現行条例との比較〕</p>						
	<p>「市長等の執行機関と同じ取扱いとする」という意味で、現行と同じ。</p>						
	<p>〔国の制度との比較〕</p>						
	<p>国（裁判所、国会）と異なる。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="339 958 555 1003">区分</th> <th data-bbox="555 958 1010 1003">国（裁判所、国会）</th> <th data-bbox="1010 958 1394 1003">浜田市（新条例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="339 1003 555 1048">規律方法</td> <td data-bbox="555 1003 1010 1048">要綱等の内部規程で規律</td> <td data-bbox="1010 1003 1394 1048">条例で規律する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国（裁判所、国会）	浜田市（新条例）	規律方法	要綱等の内部規程で規律	条例で規律する。
区分	国（裁判所、国会）	浜田市（新条例）					
規律方法	要綱等の内部規程で規律	条例で規律する。					
	<p>※参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱 ・ 衆議院事務局の保有する個人情報の保護に関する規程 						
(4)	当該方針の理由						
	<p>現行条例においても市長等の執行機関と同じ取扱いとしていることから、引き続き執行機関と同じ取扱いとし、適切な個人情報保護を図るため。</p>						
(5)	備考						